



佐賀県公報

平成20年
12月5日
(金曜日)
第 13108号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

○救急病院の認定 (四四二・医務課) 一

○道路の区域の変更 (四四三・道路課) 一

公告

○兵庫北土地区画整理事業の事業計画変更の認可 (まちづくり推進課) 一

選挙管理委員会事項

○選挙管理委員会の招集 (告示・四七) 二

○ 告示

◎佐賀県告示第四百四十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十年十二月五日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限	備考
医療法人祐愛会織田病院	鹿島市大字高津原四三〇六番地	平成二〇年二月一七日から平成二三年二月一六日まで	
医療法人犬塚病院	鹿島市大字高津原六〇二番地三号	平成二〇年二月二七日から平成二三年二月二六日まで	内科系

◎佐賀県告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年十二月五日から平成二十一年一月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		幅員(メートル)	延長(メートル)
	区間	変更前後の別		
県道 岸川筋原線	多久市北多久町大字小侍四四一 五番一地从先から 多久市北多久町大字小侍四四三 三番一地从先まで	後	一七・二 九・三	一七五・六
	多久市北多久町大字小侍四四一 五番一地从先から 多久市北多久町大字小侍四四三 三番一地从先まで	前	一八・六 六・五	一七四・四

○ 公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、佐賀都市計画事業兵庫北土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年12月5日

佐賀県知事 古川 康

- 1 組合の名称 兵庫北土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 佐賀市兵庫町大字藤木15番地 1
- 3 設立認可年月日 平成10年10月16日

<p>4 事業施行期間 変更前 平成10年10月16日 から 平成25年3月31日 変更後 平成10年10月16日 から 平成26年3月31日</p> <p>5 施行地区</p> <p>(1) 佐賀市兵庫町大字藤木字一本杉、字二本杉、字三本杉、字四本杉、字屋敷、字屋敷田、字屋敷前田、字西屋敷、字北小路、字南小路、字中小路、字下小路、字藏床小路、字下天神東、字下天神西、字天神南、字円通寺、字円福寺、字大藏寺、字光明寺、字宝林、字宝林庵、字堂林、字薬師北裏、字薬師森、字中道、字中通り、字明見、字推井樋口、字土井分、字館ノ内、字西中野の全部</p> <p>並びに字一本松、字二本松、字三本松、字四本松、字五本杉、字六本杉、字上小路、字才藏、字福伝寺の各一部</p> <p>(2) 佐賀市兵庫町大字測字三本松、四本松の各一部</p> <p>(3) 佐賀市兵庫町大字西測字二本柳、字三本柳、字四本柳の各一部</p> <p>6 変更認可の年月日 平成20年12月5日</p>	<p>(一) 市町選挙の執行予定について</p> <p>(二) その他</p>
<p>○ 選挙管理委員会事項</p>	
<p>◎佐賀県選挙管理委員会告示第四十七号 選挙管理委員会を次のとおり招集する。</p> <p>平成二十年十二月二五日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県選挙管理委員会</p> <p style="text-align: center;">委員長 松 尾 紀 男</p>	
<p>一 日時 平成二十年十二月十二日 午後一時三十分</p>	
<p>二 場所 選挙管理委員会室</p>	
<p>三 議題</p>	

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十二月五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社